

**水際対策強化に係る新たな措置について**

# ◎ 緊急事態宣言が解除されるまでの間、日本人を含む全ての入国者・再入国者・帰国者に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出と空港検査の実施

	日本人 (ビジネスラックを除く)				在留資格保持者再入国				二国間外国人 レジデンス トラック(注1)		二国間ビジネス ラック(外国人・日本 人)(注1)		全ての国・地域からの 新規入国		日本在住のビジネス パーソン <small>の短期出張</small>	
	英国・南アフリ カ共和国	変異ウイルス 確認国(英国・南 アを除く)(注2)	レベル 2	レベル 3	英国・南アフリ カ共和国	変異ウイルス 確認国(英国・南 アを除く)(注2)	レベル 2	レベル 3	レベル 2	レベル 3	レベル 2	レベル 3	レベル 2	レベル 3	レベル 2	レベル 3
検査証明	○	○	○	○	○(レベル2) ○(レベル3)	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	
空港検査	○	○(レベル2) ○(レベル3)	○	○	○(レベル2) ○(レベル3)	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	
入国時の追加防疫措置	誓約書あり	誓約書なし	誓約書なし	誓約書あり	誓約書なし	誓約書なし	誓約書なし	企業・団体 の誓約書	企業・団体 の誓約書	企業・団体 の誓約書	企業・団体 の誓約書	企業・団体 の誓約書	企業・団体 の誓約書	企業・団体 の誓約書	企業・団体 の誓約書	
	14日間待機 (検査所の確保する 宿泊施設での待機を 求めた上で、入国後3 日目(入国時に検査 証明を提出できない 場合は、入国後3日 目及び6日目)に検査 を実施し、陰性と判定 された者は入国後14 日間の自宅等での待 機を求める)	14日間待機 (入国時に検査証明 を提出できない場合、 検査所が確保する宿 泊施設での待機を求 めた上で、入国後3日 目に検査を実施し、 陰性と判定された者 は、位置情報の保存 等の誓約を求めると ともに、入国後14日 間の自宅等での待機 を求める)	14日間待機 (入国時に検査 証明を提出できない 場合、検査所が確保 する宿泊施設での待 機を求めた上で、入 国後3日目に検査を 実施し、陰性と判定 された者は、位置情 報の保存等の誓約を 求めるとともに、入 国後14日間の自宅 等での待機を求め る)	14日間待機 (検査所の確保する 宿泊施設での待機を 求めた上で、入国後3 日目に検査を実施し、 陰性と判定された者 は入国後14日間の 自宅等での待機を求 める)(注3)	14日間待機 (入国時に検査証明 を提出できない場合、 検査所が確保する宿 泊施設での待機を求 めた上で、入国後3日 目に検査を実施し、 陰性と判定された者 は、位置情報の保存 等の誓約を求めると ともに、入国後14日 間の自宅等での待機 を求める)(注3)	14日間待機 (入国時に検査 証明を提出できない 場合、検査所が確保 する宿泊施設での待 機を求めた上で、入 国後3日目に検査を 実施し、陰性と判定 された者は、位置情 報の保存等の誓約を 求めるとともに、入 国後14日間の自宅 等での待機を求め る)(注3)	14日間待機	14日間待機	14日間待機	14日間待機	本邦活動計画書	14日間待機	14日間待機	14日間待機	14日間待機	本邦活動計画書
	公共交通機関 の不使用	公共交通機関の不使 用	公共交通機関 の不使用	公共交通機関 の不使用	公共交通機関の不使 用	公共交通機関 の不使用	公共交通機 関の不使用	公共交通機 関の不使用	公共交通機 関の不使用	公共交通機 関の不使用	公共交通機 関の不使用	公共交通機 関の不使用	公共交通機 関の不使用	公共交通機 関の不使用	公共交通機 関の不使用	公共交通機 関の不使用
	位置情報の保存等			位置情報 の保存等			位置情報 の保存等 (推奨)	位置情報 の保存等	位置情報 の保存等	位置情報 の保存等	位置情報 の保存等 (推奨)	位置情報 の保存等 (推奨)	位置情報 の保存等	位置情報 の保存等	位置情報 の保存等	

一時停止 一時停止

(注1) レジデンストラック対象国・地域：タイ、ベトナム、カンボジア、シンガポール、韓国、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、ラオス、台湾、中国  
 ビジネストラック対象国：シンガポール、韓国、ベトナム、中国  
 (注2) 12月26日指定：フランス、イタリア、アイルランド、オランダ、デンマーク、ベルギー、オーストラリア、イスラエル 12月27日指定：カナダ(オンタリオ州)  
 12月28日指定：スイス、スウェーデン、スペイン、ノルウェー、リヒテンシュタイン 12月30日指定：アメリカ合衆国(コロラド州)、カナダ(ケベック州)  
 12月31日指定：アメリカ合衆国(カリフォルニア州)、アラブ首長国連邦、ドイツ  
 令和3年1月1日：アメリカ合衆国(フロリダ州) 1月5日：アイスランド、アメリカ合衆国(ニューヨーク州)、スロバキア、フィンランド  
 1月6日：アメリカ合衆国(ジョージア州)、ジョージア、ナイジェリア、ブラジル(サンパウロ州)、ルクセンブルク  
 (注3) 上陸の申請前14日以内にレベル3の国・地域に滞在歴のある者が入国時に検査証明を提出できない場合は、上陸拒否。